

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

○企業間の連携

- ・当社は、資本市場の重要な基盤である証券決済インフラとして、その公共的な役割の認識のもと、投資者、発行者、市場仲介者などの利用者にご満足いただける高品質なサービスの提供を目指すとともに、取引先をはじめ全ての社外関係者と正常かつ健全な関係を構築し、保持してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、資本市場の重要な基盤である証券決済インフラとして、その公共的な役割の認識のもと、信頼性、利便性及び効率性の高いサービスを提供することによって、資本市場の機能向上に寄与し、社会の発展に貢献することを当社の使命と考え、利用者（投資者（個人投資家、機関投資家等）、発行者（事業会社等）、市場仲介者等（証券会社、銀行、取引所、清算機関等）など）の視点に立った不断の改革に取り組み、取引先を含む全てのステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて社会の持続的発展に貢献すべく、努力してまいります。

2024 年 4 月 1 日

株式会社証券保管振替機構

企 業 名

代表執行役社長 中村 明雄

役職・氏名（代表権を有する者）